

# 島根県立大学里山レンジャーズサークル規約

(名称)

第1条 本団体は、島根県立大学里山レンジャーズと称する。

(目的)

第2条 本団体は、中山間地域である弥栄での活動を通じて、地域活性化を図るとともに、中山間地域の問題について考える。弥栄の人々との交流を通じて、農村の大切さを知ってもらうことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、徴収しない。しかし、弥栄以外で出張に向かう時の交通費は各自で持つとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は主に1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名… 本団体を代表し、
- 2) 副部長1名… 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名… 会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員で会議し、多数決により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員で会議し、全部員の3分の2以上の賛成が認められた場合に限り、改廃される。

附則

この規約は、平成19年12月20日から施行する。

この規約の一部を改正し平成27年4月30日から適用する。

この規約の一部を改正し平成27年10月13日から適用する。